ジェトロ「ビジネス短信」添付資料

表 水素法の主な内容

3、 小宗はツエなり行	
区分	内容
推進体制	水素経済委員会(委員長:国務総理)の構成および運営、水素の 振興・流通・安全を担う機関の指定、基本計画の策定など (法第5条~第6条、第33条~第35条)
支援施策	水素専門企業の確認・育成・支援、水素経済支援(人材育成、標準化、技術開発、国際協力など)、統計調査など (法第11条、法第26条~第31条)
基盤構築	水素ステーションおよび燃料電池の設置要請、水素特化工業団地の指定、モデル事業(試作品、実証など)の発掘・支援など(法第19条、第21条~24条)
安全管理	水素用品(燃料電池、水電解装置、水素抽出機)および水素燃料の使用施設などの安全管理など(法第36条~第49条)
その他	水素流通の秩序を確立するための水素価格の報告・公開、禁止行 為、保険加入および権限の委任など(法第50条~第52条)

(出所)産業通商資源部